

福祉社会をひらく 県社協60年

「第八回」連携と協働で、神奈川の福祉課題の解決を目指す ― 県社協活動推進計画をたどりながら ―

本会では、昭和六十三年に、五カ年を計画期間とする最初の活動推進計画を策定して以来、改定を重ね、現在、今年度を初年度とする第六次計画がスタートしています。今号では、社協における地域福祉活動計画の意義や、本会の活動推進計画を振り返ることで、地域福祉推進を関係者との連携で進めていく本会の役割について考えます。

「地域福祉活動計画」の意義

地域福祉に関係する「計画」には、社会福祉法に基づく「市町村地域福祉計画」「都道府県地域福祉支援計画」のほか、市町村社協が策定する「地域福祉活動計画」があります。

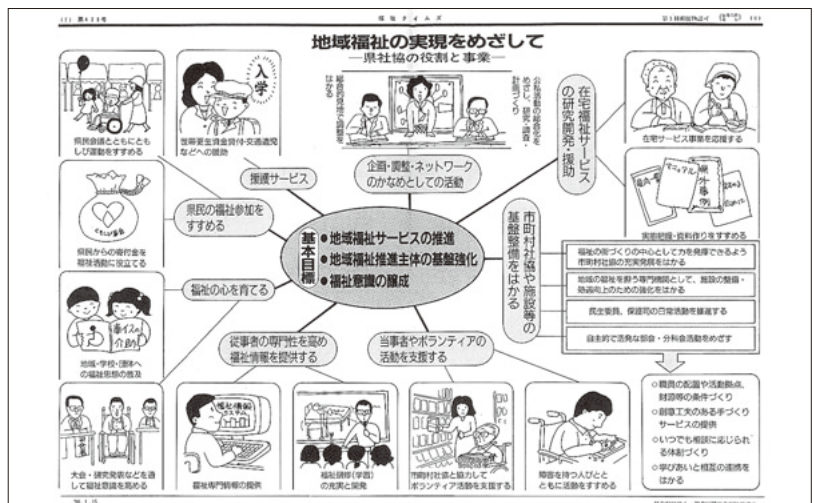
地域福祉活動計画は、地域の福祉ニーズを関係者の協働作業によって探り、住民活動や福祉専門職などによって、役割分担をしながら、その解決を目指す計画です。住民や地域の福祉関係者を会員とする社協が、協議会としての機能を生かし、地域の関係者の連携と協働を高め、どう地域づくりを進めていくかを整理したものです。

全社協は、地域福祉計画に関する社会福祉法の規定が施行された、平成十五年に先駆け、昭和三十七年の「社協基本要項」で、社協の機能として適切な福祉の計画を立てることを挙げており、平成四年には「地域福祉活動計

画策定の手引」の中で、地域福祉活動計画を、「住民の福祉ニーズを背景として福祉課題解決を住民や民間団体の諸活動によってすすめるもの」、「住民のもつ福祉ニーズを明らかにし、これを解決するために専門機関や専門職の役割分担を行いながら、住民が自発的な活動と創意工夫を発揮しやすい環境を醸成するための諸活動」と説明しています。

協働を目指した本会の「活動推進計画」

本会では、昭和六十三年に、最初の活動推進計画を策定しました。この計画は、前年に策定された県の「かながわ福祉プラン」や、市町村社協による地域福祉活動計画の意義を踏まえ、本県の福祉課題を分析し、地域福祉を推進する七つの主体を、「市町村社協」「社会福祉施設」「民生委員児童委員」「保護司」「当事者団体・グループ」「ボランティア団体（グループ）」「県民」と設定し、それらと本会の



福祉タイムズ429号（昭和63年1月）に掲載した、第一次計画の中間報告

協働により課題解決を目指す内容として、主体ごとの実施計画も策定しています。

第二次計画以降、地域福祉推進主体との協働については、「それぞれが共有できる目標を設定し、推進のための県社協の役割を明確に（第二次計画）」、「関係機関・団体との連携により、目標を達成するために必要な取り組みを示したもの（第六次計画）」とするなど、協働による課題解決という考え方を継承し続けています。